

松川村障害者活躍推進計画 令和2年4月1日

機関名	松川村
任命権者	松川村長
計画期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日(5年間)
松川村における障害者雇用に関する課題	松川村は令和元年度まで継続して法定雇用率を上回っていたが、令和2年度はこれを下回る見込である。今年度を計画始期とする障害者活躍推進計画及び障害者採用計画を策定し、障害者の積極的な採用に取り組むとともに障害のある職員を含む全ての職員が働きやすい環境づくりに取り組む必要がある。
目標	<p>①採用に関する目標</p> <p>○計画期間内に新たに障害者(1名)の雇用を目指す (評価方法)毎年の任免状況通報により把握し進捗を管理するものとする</p> <p>②定着に関する目標</p> <p>なし</p>
取組内容	<p>1、障害者の活躍を推進する体制整備</p> <p>○障害者雇用推進者として総務課長を選任する</p> <p>○障害者である職員の相談窓口を総務課内に設置する</p> <p>2、障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出</p> <p>○障害等により従来の職務に従事することが困難になった職員から相談があった場合は、労働局に相談するとともに負担なく遂行できる職務の選定や創出について検討する</p> <p>3、障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p> <p>○人事評価の際等に障害者である職員の業務を遂行するために必要な配慮について把握し、措置を講ずる。なお、本人の要望を踏まえつつ過重な負担にならないよう適切に実施する</p>